

かすがカメラ部 Instagram 運用ポリシー

春日市ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、春日市秘書広報課が運用する Instagram ページの運用ポリシーを、次のとおり定めます。

1 アカウント（※1）情報及び運用管理者

- （1）ソーシャルメディアサービス名：Instagram（インスタグラム）（※2）
- （2）アカウント名：kasuga_camera_club
- （3）アカウント URL：https://www.instagram.com/kasuga_camera_club
- （4）運用管理者：経営企画部 秘書広報課 広報広聴担当

2 目的及び発信する内容

市民目線による市の魅力を発信するため、市民等で構成された「かすがカメラ部」の部員が撮影した写真及びコメント（以下、写真等という。）を発信します。

3 運用時間

原則として、業務時間とします。

4 コメント等への対応

情報発信を目的としたアカウントであること及び投稿内容は原則として部員が作成するため、写真等に対するコメントやダイレクトメッセージへの返信は行いません。

5 投稿時の注意点

- （1）堅苦しい表現を避け、親しみを持つことができるような表現を使用します。また、必要に応じて、絵文字や顔文字等の装飾を使用します。
- （2）投稿する画像に個人情報が入らないように十分に注意します。
- （3）ストーリー（※3）の投稿やライブ配信（インスタライブ（※4））は、原則として行いません。

6 決裁

投稿に際しては、投稿内容について、文書にて事前に秘書広報課長の決裁を受けることとします。

ただし、行事等に出席し、リアルタイムでの更新を要する場合は、事前に口頭にて秘書広報課長の決裁を受けておくこととします。

7 個人情報に関する取扱い

サービスを通じて春日市が提供を受けた個人情報については、春日市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

8 その他の注意事項

- (1) 本アカウントでは、他の利用者の投稿に対する「いいね! (※5)」及び他の利用者の「フォロー (※6)」は原則として行いません。ただし、次のアカウントについては、秘書広報課長が必要と認める場合のみ「いいね!」及び「フォロー」を行います。

ア 国及び地方公共団体

イ 春日市と関連が強く公共性の高い団体

ウ 春日市の他所管の有するアカウント

エ かすがカメラ部の部員が有するアカウント

- (2) なりすまし (※7)、炎上 (※8) 等により、Instagram アカウントの運用に何らかの理由で不都合が生じた場合は、予告なしに秘書広報課長が運用の中止を判断し、アカウントの削除等を行うものとします。
- (3) Instagram の機能追加により、投稿方法が変更した場合は、内容や原稿等について事前に秘書広報課長の決裁を受けることとします。
- (4) その他、本運用ポリシーに定めのない事項に関しては、必要に応じて秘書広報課長が定めるものとします。

9 用語解説

※1 アカウント

利用するサービスにログインするための、利用権限のことをいう。

※2 Instagram (インスタグラム)

無料の写真共有アプリケーションソフトウェア。

※3 ストーリー

短い動画や写真を投稿すると、24時間が経過した時点で自然消滅するもの。

※4 インスタライブ

リアルタイムで動画の配信を行う機能のこと。

※5 いいね！

気に入った投稿を支持する、という意味を示すためのボタン。

※6 フォロー

他人の投稿を自身のフィード（フォローしているアカウントの投稿が表示される場所、タイムライン）に表示するように登録すること。

※7 なりすまし

他人のふりをしてサービスを利用すること。

※8 炎上

投稿に対して批判又は苦情が殺到し、收拾がつかなくなる状態。